

ひのてい

日野からのお知らせ

Hino Today



荷役作業時における安全対策が強化されています

労働安全衛生規則が改正され、「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。特別教育については2024年2月から、それ以外の規定は今年10月から施行されています。事業者の皆さまは、運転時はもちろん停車中の荷役作業時においても安全を確保できる体制を整えるようお願いいたします。

●主な改正内容

①「昇降設備の設置」および「保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲」が拡大

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象でしたが、新たに「最大積載量2トン以上5トン未満」の貨物自動車において、「荷役作業時の昇降設備の設置および保護帽の着用」が義務付けられます（一部例外あり）。

②「運転位置から離れる場合の措置」が一部改正

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、「原動機の停止義務が除外」されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

③テールゲートリフターを使用した荷降ろし作業への「特別教育が義務化」（2024年2月～）

テールゲートリフターの操作者に対し、「学科教育4時間」「実技教育2時間」の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

出典：厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」